



「多重債務」一人で悩まず相談しよう!

多重債務とは

返済能力の低下、返済能力以上の借り入れ等により、返済が困難になり、その返済のために借り入れを繰り返す状態のことをいいます。

多重債務では、家庭崩壊や自殺などに追い込まれる深刻なケースもあります。

多重債務に陥るのは特別な人ばかりではなく、病気や冠婚葬祭などによる予定外の出費がきっかけとなるケースも珍しくありません。



債務整理には4つの解決手段があります

任意整理	弁護士や司法書士が借主の代理人として貸主と交渉し、借金の減額を図ります。和解が成立したら計画に基づき分割で支払っていきます。
個人再生手続	弁護士や司法書士に依頼し、裁判所を通じて借金を減らし、減額後の債務を3年間で分割して支払います。
特定調停	簡易裁判所に申し立て、調定委員の仲介で貸主と話し合っ返済条件等を変更し、経済的立ち直りを目指します。
自己破産	裁判所を通じて借金をなくす手続きです。免責決定により債務を免れます。持ち家等の財産は失いますが、借金はゼロになります。

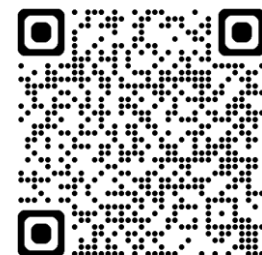


どんな借金問題も必ず解決できます

📞 ひとりで悩まずにすぐ相談しましょう!

多重債務相談窓口
連絡先一覧

(金融庁のホームページ)



契約トラブルなど「こんなのアリ?」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【消費者ホットライン】 ^{いやや} ☎188 (お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター 0985-25-0999
都 城 支 所 0986-24-0999
延 岡 支 所 0982-31-0999

